

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決 算 特 別 委 員 会 環 境 厚 生 分 科 会	会 議 場 所	第 1 委 員 会 室
		担 当 職 員	山 末
日 時	令 和 元 年 9 月 1 9 日 (木 曜 日)	開 議	午 前 1 0 時 3 0 分
		閉 議	午 後 2 時 5 8 分
出 席 委 員	◎ 富 谷 ○ 並 河 長 澤 大 塚 三 宅 小 松 西 口		
理 事 者 出 席 者	【環境市民部】 由良部長 [環境政策課] 山内課長、大倉環境保全担当課長、白波瀬環境政策係長、亀井施設整備係長 [環境クリーン推進課] 四方副課長、清水副課長、数井計画係長 [市民課] 増田課長、岡田主任 [保険医療課] 荻野課長、吉野高齢者医療係長、藤谷国保給付係長、岩佐国保料係長 【市立病院】 玉井病院事業管理者、佐々木管理部長 [病院総務課] 松村課長、上田主任 [医事課] 小笹課長 [経営企画室] 竹内室長		
事 務 局	山 末 主 査		
傍 聴 者	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 1 名 (平 本)

会 議 の 概 要

- 1 開会
- 2 事務局日程説明
- 3 付託議案審査

[理事者入室] 市立病院

(1) 第26号議案 平成30年度亀岡市病院事業会計決算認定

<病院事業管理者>

(概要説明)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

～ 1 1 : 0 4

[質疑]

<小松委員>

P 8、未収金について、これは2～3月の分がおくれて入ってきたからだと思うが、患者からお金をもらえなかったのは、どれぐらいの金額なのか。

<管理部長>

未収金約3億8,500万円のうち、平成30年度の未収金は約3億7,300万円である。これは患者からの分だが、その後に入ってきており、現在残っているのが約78万円である。開院以来15年が経過しているが、過年度も全て合わせて約1,200万円である。過去のものは徐々に減ってきている。

<小松委員>

ほかの公立病院では、未収金の問題が大変だという話を聞くが、亀岡市立病院ではそれほど大きな問題ではないという理解でよいか。

<管理部長>

そのとおりである。救急の場合でも精算をしており、未収があった場合は働きかけるなど、なるべく回収に努めている。余談であるが、例えば産婦人科等で少し未収が多くなることがあるが、当院の場合はない。

<小松委員>

P 1 9、資本的支出に係る契約について、外科医療イメージ装置とはどのような機械なのか。

<病院事業管理者>

手術室でレントゲンをリアルタイムに見るものである。写真だけでなく動体も見られる。一般的にはカテーテルを入れるときなどに使用する。最近ではC Tのような三次元的な画像も見られるようになっている。

<長澤委員>

P 2、医業外収益に一般会計繰入金が含まれるということであったと思う。それは、P 6の損益計算書、一般会計繰入金の医業外収益の負担金交付金に含まれてくるという理解でよいか。

<管理部長>

一般会計の繰入金は2カ所に入っている。まずはP 2 2、その他医業収益の他会計負担金の1億2, 1 1 0万円が緊急に要する経費として入っている。また、医業外収益の負担金交付金の一般会計負担金にも入っており、合計で5億5, 0 0 0万円となっている。

<長澤委員>

一般会計繰入金は、まずは当初予算で計上され、場合によっては年度途中で補正し、その金額で確定するという理解でよいか。

<管理部長>

そうである。

<大塚委員>

P 2 1、投資活動によるキャッシュフローの内容は。

<管理部長>

医療機器購入に際して要した費用の分である。

<並河副委員長>

P 1 4、職員数について、看護師や医師が足りないという状況はあるのか。

<病院事業管理者>

1 2 8人という条例で決まった数字の中でやりくりしているが、適合した人数であると理解している。しかし、看護師に関しては、在宅などで今後頑張ってもらいたい場合には少し足りなくなる可能性が高い。

<並河副委員長>

先生がかわれば患者が一時的にへると聞くが、医師の定着については頑張ってもらっているとせばよいか。

<病院事業管理者>

医師を固定するという事は、循環していないということである。大学との関係の中で、良好な人員の循環という観点から考えると、ある程度入れ替わっていかねばならない。どの企業でもそうだと思うが、循環が非常に大切である。

<西口委員>

市民のための病院であるという観点から見て、先進的な医療機器の導入を抑制する必要はないと考えているが、これについて所見は。

<病院事業管理者>

地域の先生方にうまく利用していただくために、最新とまではいかななくても、ある程度のCTやMRI等の高額機器を導入し、近くで検査を受けていただく形を継続したいと思っている。そのあたりを惜しまずに進めていくことが地域医療に貢献することでもありと理解している。開院以来15年が経過しており、機器の更新の時期を迎えてきていることから、バランスよく考えながら進めていきたい。

<並河副委員長>

病院を利用された市民からの声は、どのような内容が多いのか。

<病院事業管理者>

病院のつくりやベッドの配置など、好評をいただく部分もあるが、食事について、あまり味が濃くないため、そういう問題を指摘される場合もある。相部屋だと個人の話が聞こえるという指摘もあるが、全てを個室化するのは難しく、我々の病院が特殊な形態をとっているわけではないため、説明していくことになる。看護師、医師とのコミュニケーションの中での問題点も時々ある。その内容については、個々の医師に伝えている。医師や看護師に問題があるわけではない場合もある。患者の要求とこちら側の治療目標とのギャップがあったりする。どの業務においてもそういう問題があるため、そのあたりをどのように埋めていくのかということ職員に対して教育していくことが我々の仕事であると考えている。

<三宅委員>

私は2月に入院した。非常にきれいで、職員にもてきぱきとやってもらった。食事についても、味が濃いのがいけないのは当たり前だと思って食べているからかもしれないが、これがまずいといわれるのかという認識であった。私は初めに西垣医院に行ったが、そこにはCTがないため、市立病院に行くように言われた。そういったところからいくと、うまく連携がとれており、よいものがあるという認識である。P16、入院・外来患者数等の推移について、先行きの見通しはどうか。

<病院事業管理者>

売り上げに関しては、一昨年は月に1億3,000万円から1億4,000万円であったが、昨年10月から整形外科の医師が1人ふえ、昨年後半あたりから1億9,000万円程度になり、この6~8月は2億円を超えている状況である。現場には負担がかかっていると思うが、整形外科が地域にとって大きな医療圏と考え、患者に集まっていたきつつ、救急医療、内科、外科を充実していくという形が、この100床というボリュームで取り組んでいくのに最も適した状況と考える。

<小松委員>

この病院は急性期から入っていったが、今は回復期にも力を入れていかなければならないことになっている。回復期の場合はどういったところで収益を見通すのか。

<病院事業管理者>

一般の回復期であれば、リハビリの密度を濃くしている病院がたくさんあるが、そういう形ではなく、我々は地域包括ケア病床を運用している。通常、普通の急性期であれば、3週間を超えると規格を超えてしまい、コスト面で運営しにくくなる。その中で、なかなか自宅に帰れない患者をどう収容していくのかというときに、地域包括ケア病床を20床運用している。そこに入っていただくと、2カ月延長することができる。病院のためというよりも、地域の患者のためにやっている。長期に

なると、あまり医療資源を投入せずに済む。医療というよりもややお世話をすることとなり、投薬等の非常にシンプルな医療内容になる。週に何回も血液検査を行ったり、CTやMRIを繰り返すという医療ではないため、コストが非常に下がっていく。コストが下がることは、病院としては厳しい部分もある。医療資源を投入する＝高コストになるのだが、医療はそれだけではない。現在の20床というボリュームであれば、他院から受け入れるところまでのボリュームではないため、我々の病院で急性期で治療を受けられた人が自宅に帰られる状況をどのようにつくり出していくのかということで活用している状況である。

<富谷委員長>

市立病院として、災害の備えを充分にしていってほしいと思っている。蓄電の話もあったと思うが、今の予算内で充実しているのか。

<病院事業管理者>

一番大きな部分は、自家発電の機器の問題である。あと何年で更新しなければならないのか、どう維持していくのかということがあると思う。激甚災害のときは、我々は入院患者に対してどのように安全に継続して医療を続けられるかということになり、外部からの患者を受け入れることは難しい。他地域から先生方が集まってサポートするという形になるため、場所を提供したり、情報を発信したりする形になってくると思う。現実的に設備として何が必要であるということではないと私は考えている。昨年度は黒字化したけど、数字は微々たるものである。現状の維持と、入院患者に対して、いかに安全に医療が継続できるのかということを中心に、また、医師会との協議の中で、我々ができる範囲でサポートしていくという形が、災害に対する我々の対応の仕方であると理解している。

[理事者退室]

～11:33

<休憩 11:33～13:00>

[理事者入室] 環境市民部

(1) 第16号議案 平成30年度亀岡市一般会計決算認定（環境市民部所管分）

<環境市民部長>

(概要説明)

<各課長>

(資料に基づき説明)

～13:38

[質疑]

[総務費]

<並河副委員長>

P79、アユモドキ緊急調査業務委託の委託先は。

<環境政策課環境保全担当課長>

アユモドキ減少原因となる外来魚防除対策調査業務については、株式会社地域環境

計画である。アユモドキ生息環境再生整備実験地の利用状況等調査業務については、フィールド環境株式会社である。アユモドキの生息環境再生拡大調査業務については、株式会社地域環境計画となっている。

<西口委員>

アユモドキの生息環境再生拡大調査業務の内容は。

<環境政策課環境保全担当課長>

主に曾我谷川、赤川で分布状況を調査し、その状況を把握しているところである。今後、亀岡個体群を保護・増殖するために、どうすべきなのかということについて調査を行ったものである。1点目が無効分散について、単に遡上したままになっているのではないのかという可能性の調査である。2点目に、産卵場所が1カ所しかないといわれている状況だが、その状況のままなのかどうかを調査している。3点目に生息地の極小化について、一部の場所にしか生息していないという状況を解決していくため、どういった作業を進めていけばよいのかを検討するための調査である。

<西口委員>

結果はいつごろ出るのか。

<環境政策課環境保全担当課長>

これまで、緊急調査として状況把握の調査を行っていたが、昨年度の事業の調査内容を踏まえ、今年度から再生事業に移行している。これまでの知見に基づいて生息河川を改善していく取り組みを進めているところである。

<小松委員>

P78、環境にやさしいまちづくり推進経費について、家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金は増加傾向にあるのか。

<環境政策課環境保全担当課長>

補助金の枠内で執行しているものである。今年度は20件の枠で執行している。

[民生費]

(質疑なし)

[衛生費]

<並河副委員長>

火葬場について、嘱託職員4名を正職員にすることについての考えは。

<環境政策課長>

困難な業務を担っていただいていることは認識している。身分保障については検討課題だと思っており、今も協議過程にある。

<小松委員>

P87、桜塚工場運転管理経費について、毎年これぐらいの経費がかかるのか。

<環境クリーン推進課副課長>

水質等の調査の内容は安定しているが、施設自体は常に運転管理等を行っている。修繕等によっても変わってくるが、基本的にはこの程度の経費である。

<小松委員>

P89、資源ごみ集団回収報奨金について、我々の町内会においても重宝しているが、この報奨金の交付はふえているのか。

<環境クリーン推進課副課長>

新聞や雑誌の購入が減少傾向にあるため、交付金額も減少傾向となっている。

<長澤委員>

P 8 5、火葬場等経費について、その他業務委託料が約9 5 9万円である。これは、先般発表された基本計画の策定業務かと思うが、策定業務の委託先は。

<環境政策課長>

新火葬場整備基本計画については、東畑建築事務所に業務委託を行った。

<長澤委員>

委託先と担当課との間でやりとりを重ねながら、答申に基づいて新火葬場整備基本計画が策定されてきたのだと思う。答申では、P F I 等を含めた事業手法について、あまり触れられておらず、基本計画を策定する中で実施手法を検討し、P F I の手法が最善であると判断されたということを経前の委員会で聞いた。計画の素案を委託先が示し、それに対して担当課とやりとりを重ねていったのだと思うが、そのあたりの状況はどうか。

<環境政策課長>

基本構想を審議会ですとまとめた際に、どのような整備手法がよいのかという議論が少し出ていた。P F I の手法も議論の中で上がったことも踏まえ、最も有効な手法として提案いただいた。突然P F I が出てきたということではない。

[商工費]

<富谷委員長>

特殊詐欺がなかなか減らず、歯どめがかからない状況である。啓発を行っていたが、講義を開催しても、本当に行っていたかなければならない人には行っていないだけでおらず、広報は難しいと思う。民生委員に対する出張講座等は開催されているのか。

<市民課主任>

現在のところ、民生委員に対する出張講座はできていない。安心・安全くらしのネットワーク会議において、出張講座があるということ提案し、申請いただくようお願いしてきたところである。

<富谷委員長>

以前、出張講座を開催していただいたときに、内容がよくわかりすばらしいものだと感じた。民生委員に対して出張講座を開催してもらえれば事業の効果が上がると思うので、よろしく願います。

[歳入]

<大塚委員>

決算附属資料P 4 9、過年度収入の老人保健事業過年度医療費過誤給付金の説明の中では不正請求ということであったが、この詳細は。

<保険医療課長>

概要を申し上げる。平成2 4年にマッサージ療養費約5 5 0万円を不正請求したということで、亀岡市内の施術師を刑事告訴し、有印私文書偽造、同行使、詐欺により、平成2 5年1 0月に懲役3年の実刑判決が下されたところである。平成2 8年度に出所され、平成2 9年度から分割納付を再開されている状況である。

～1 3 : 5 5

<休憩 1 3 : 5 5 ~ 1 4 : 1 0 >

(2) 第1 7号議案 平成3 0年度亀岡市国民健康保険事業特別会計決算認定

<保険医療課長>
(資料に基づき説明)

～14:42

[質疑]

<三宅委員>

収納率が以前と比べてかなり改善してきたという説明であったが、残りの分はどのようになっていくのか。

<保険医療課長>

未納となった分は、翌年度に滞納繰越分として計上する。

<三宅委員>

請求は行うのか。滞納保険料は京都地方税機構に移管し滞納整理業務を行うとのことであったが、そこの兼ね合いは。

<保険医療課長>

国保の保険料を請求し、納期が来ると20日後に督促状を送る。督促状を送った段階で未納案件として京都地方税機構に移管し、その後は京都地方税機構が収納事務を行うことになる。

<大塚委員>

P255、一般被保険者療養費の内訳は。また、退職被保険者療養費の内訳も知りたい。

<保険医療課長>

後ほど資料を提出する。

<並河副委員長>

平成30年度から、滞納した分は京都地方税機構へ送ることとなっている。これまでもいろいろ問題になったかと思うが、当初、健康保険証は2年の期間で発行されたと思うが、後で滞納が生じた場合はどうなるのか。

<保険医療課長>

2年に一度の更新になっているが、更新の時期に、納付すべき額の半分以上の滞納がある人については、短期被保険者証を交付することになっている。期間は6カ月としており、納付の機会、相談の機会を設けている状況である。

<並河副委員長>

短期被保険者証は送付するのか。取りに来ていただくのか。

<保険医療課長>

基本的には取りに来ていただきたいが、状況によっては送付している。これについては京都地方税機構と相談の上で決定している状況である。

<並河副委員長>

窓口にとめ置きしている状況はないのか。全国では無保険になっていた場合に手おくれになる事例等も発生しているが、亀岡市内でそういった事例はないのか。

<保険医療課長>

短期被保険者証は、納付の機会、相談の機会を設けるために発行している。取りにこられない人もいる。連絡がない世帯は、ことしの7月の段階で45世帯である。電話等で連絡があれば発行することとしている。

～14:50

(3) 第21号議案 平成30年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計決算認定

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～14:58

[質疑なし]

[理事者退室]

散会 ～14:58